

令和3年12月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月20日(月) 午後2時30分～午後3時15分

2. 開催場所 三芳町役場 301 会議室

3. 出席委員 12人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件
報告第44号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)
報告第45号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 義勝	事務局次長	小林 豊明		
主 幹	江田 直也	主 任	田島 克章	主事	清水 大輝

6. 会議の概要

会長

それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。

本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員には、瀬島吉明委員、塩野智恵委員を選任します。

本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の清水主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

議案第54号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件、別紙のとおり

報告第44号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり

報告第45号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり

令和3年12月20日提出

三芳町農業委員会

会長 鈴木 浩

以上でございます。

会長

議案第54号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。

1ページをご覧ください。

番号1につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の3筆となります。

所在につきましては、2ページから4ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から955㎡、998㎡、516㎡で、計 2,469 ㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間となります。

次に申請書に基づいて借人についてご説明します。

機械は、トラクター1台、トラック1台、もみすり機1台、動力噴霧器1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ほうれん草、人参、ネギとなります。農作業従事日数については、申請者は150日で他に2名が満たしています。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員 先日、2番委員と一緒に借人の〇〇〇〇さんの自宅を訪問しました。この案件については継続審議であります。借人の〇〇〇〇さんは手広く耕作しており、スーパーマーケットの直売コーナーなどに出荷をしております。一生懸命、営農されている方でございます。畑を1町2反程度、田を3反程度、耕作しています。世帯において農業従事者数は3人ほどで、トラクター等の機械も所有しています。議案書4ページの公図の写しをご覧ください。対象地の〇〇〇〇は旗竿地であり、公道から1.4m程度の通路になっており、その先で作付けしています。1.4m程度の通路については、進入路として使用しており、そのような意味において通路部分の耕作は難しいと思われませんが、ご審議のほど、お願い致します。

会長 何か意見ございませんか。

1番委員 借人は、〇〇〇〇の周辺の農地は所有していないのですか。

9番委員 〇〇〇〇の周辺の農地は所有していません。

1番委員 そのような場合、〇〇〇〇の通路が1.4mであると、トラクター等が進入できないと思われませんが、トラクター等は通れるのですか。

9番委員 〇〇〇〇の通路部分は、〇〇〇〇に接しており、それと合わせると3m弱の幅になると考えられます。その部分については、通路として周辺農家と共同で使用していると思われれます。

会長 他に何か意見ございませんか。

4番委員 対象農地について、適切な管理はされていますか。

9番委員 対象農地について、小カブや赤カブ、こまつな、ほうれん草、白菜等が現在植わっ

ております。常に耕耘のうえ、作付けがされております。

会長 他に何か意見ございませんか。

<異議なしの声あり>

会長 異議なしの声がでましたので、決定とします。

会長 これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局よりご報告いたします。
5ページをご覧ください。
報告第44号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。
所在につきましては、6ページから7ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。
面積が3,162㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はなしで受理済みです。
番号2及び番号3は、相続人がそれぞれ同じ、被相続人もそれぞれ同じ方となりますが、相続する農地のうち2筆は共有名義となっており議案書に持ち分を記入するといった便宜上、番号を分けさせていただいております。
番号2及び番号3につきましては、所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となっております。
所在につきましては、8ページから9ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となります。
面積は上から、261㎡、47㎡、104㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、あっせんの希望はあり、で受理済みです。

報告第45号について説明いたします。

報告第45号番号1は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

10ページをご覧ください。

所在が〇〇〇〇の計1筆となっております。

所在につきまして、11ページから12ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともにすべて畑となっており、農振地域となっております。

面積が2,076㎡となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による賃借権の設定となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇 となっております。

権利の始期と終期は平成29年6月1日から令和4年5月31日までの5年となります。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 4年 1月 25日

議長 鈴木 浩

署名委員 瀬島 吉明

署名委員 塩野 智恵